

ソウル中央地方裁判所の慰安婦判決に抗議する日韓法律家・知識人共同声明

韓国ソウル中央地方裁判所は2021年1月8日、元慰安婦ら12人が日本国を相手に提起した損害賠償請求訴訟で、日本国に元慰安婦らに各1億ウォン支払えとする判決を宣告した。私たち日韓の法律家と知識人は、この判決が前提としている歴史認識が誤っており、主権免除という国際法の原則に反していると判断し、強く抗議する。判決は2018年の戦時労働者に関する韓国最高裁判決に続き、現在の日韓関係の基礎である1965年の条約と協定を否定するもので、日韓関係の友好と発展を願う私たちの立場から到底容認できない。

そもそも、元慰安婦らはすでに日本の裁判所で日本国を相手に裁判を起し敗訴している。一方、日本国は日本での裁判結果とは別に、人道的見地から元慰安婦らに対して支援をしてきた。今回の原告の中にも2015年の日韓合意に基づき日本政府が出資した財団からの資金を受け取ったものがある。

判決は慰安婦制度について、「日本帝国によって計画的、組織的に広範囲に強行された反人道的犯罪行為で国際的な強行規範に違反したもの」とする歴史認識を示した。この認識は事実と大きくかけ離れている。慰安婦制度は当時、朝鮮と日本にあった公娼制度を戦地に持ち込んだものだ。慰安婦の募集、慰安所の経営は多数の朝鮮人を含む民間人が行っていた。軍は通常の公娼制度で警察が行う業者らの違法行為取り締まりと性病防止などのために慰安所を管理統制した。また戦地の特殊性から慰安婦の移送についても便宜を図った。独立後の韓国でも軍が管理する慰安婦制度はそのまま引き継がれた。当時の国際法規範に照らして、このような戦時公娼制度が直ちに反人道的で違法なものと評価されるとは考えられない。

判決は主権免除を認めなかった。これは国際的礼讓と主権平等の原則を踏みにじるものだ。主権免除の原則は、主権国家は相互に相手国家の裁判権に服することはないという原則で、それは、国家が互いに対等の立場で国際的礼讓を示すことに根拠をもつ確立した国際慣習法だ。判決はこれを踏みにじた。

2018年の戦時労働者判決に続いて、今回の慰安婦判決で日韓の先人らが心血を注いで築き上げてきた日韓友好関係は破綻の重大な危機に直面している。自由で繁栄した東アジアを実現するためには自由民主主義に立つ日韓の友好が不可欠だ。その立場から日韓両国政府に次のことを求める。

- 1 韓国政府は、判決に基づく在韓日本国財産差し押さえなどの最悪事態を防ぐため政府の責任で問題の処理にあたること
- 2 日本国政府は、慰安婦問題に関する間違った歴史認識を正すため、事実に基づいた国際広報を強化すること

2021年1月26日

日本側賛同者

法律家

高池勝彦（賛同者代表、弁護士）、岡島実（世話人、弁護士、元日弁連人権委副委員長）、青山定聖（弁護士）、荒木田修（弁護士）、稲田龍示（弁護士）、尾崎幸廣（弁護士、元釧路地検検事正）、岩本拓也（弁護士）、田中禎人（弁護士）、松本藤一（弁護士）、宮崎繁樹（弁護士）

知識人

西岡力（賛同者代表、麗澤大学客員教授）、伊藤隆（東京大学名誉教授）、江崎道朗（評論家）、勝岡寛次（明星大学戦後教育史研究センター）、櫻井よしこ（ジャーナリスト）、島田洋一（福井県立大学教授）、高橋史朗（麗澤大学大学院特任教授）、田中英道（東北大学名誉教授）、秦郁彦（現代史家）、渡辺利夫（拓殖大学学事顧問）

韓国側賛同者

法律家

金基洙（賛同者代表、弁護士、自由と統一に向かう弁護士連帯共同代表）、丘ジワ（弁護士）、金炳 Chol（弁護士）、文秀貞（弁護士）、柳昇秀（弁護士、韓半島人権弁護士の会 人権委員長）、李文載（弁護士）、張栽源（弁護士）、玄成杉（弁護士）

知識人

李宇衍（賛同者代表、反日銅像真実糾明共同対策委員会代表）、柳錫春（前延世大学教授）、李柱天（円光大学名誉教授）、鄭安基（前高麗大学研究教授）、朱東植（地域平等市民連帯代表）、崔德孝（人権 NEWS 代表）、金炳憲（国史教科書研究所長）